社会福祉法人守人会定款細則

　　　　第１章　総則

(目的)

第１条　この定款施行細則は、社会福祉法人守人会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

　　　　第２章　評議員

(評議員の改選時期)

第２条　評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第３条　評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

（１）就任承諾書(参考様式1)

（２）欠格事由の確認書(参考様式2)

（３）履歴書(参考様式3)

（４）その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

２　前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

３　第１項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第４条　評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任の提案をしようとするときの手続)

第５条　評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

２　当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

３　聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

４　当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第６条　評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第７条　理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に５年間及び従たる事務所に３年間備え置くものとする。

　　　　第３章　評議員会

(報告事項)

第８条　評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

（１）事業報告

（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

（３）その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第９条　評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により招集日の１週間前までに通知するものとする。

（１）評議員会の日時及び場所

（２）評議員会の目的である事項（議題）

（３）議案の概要

２　定時評議員会の招集にあっては、前項の通知に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告を添付するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

４　前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(評議員会の運営)

第１０条　評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

２　評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

３　評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第１１条　評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

（１）評議員会の日時及び場所

（２）議事の経過の要領及びその結果

（３）特別の利害関係を有する評議員の氏名

（４）社会福祉法施行規則第２条の１５第３項第４号に規定する監事の意見等

（５）出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称

（６）議長の氏名

（７）議事録を作成した者の氏名

２　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させ、議事録を作成させることができる。

３　作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。

４　議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から１０年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から５年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第１２条　理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後１４日以内に送付するものとする。

　　　　第４章　役員

(役員の改選)

第１３条　役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

２　評議員会に対する役員の選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。

３　監事の選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。

４　前項の同意があった旨は、第２項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

(役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第１４条　評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

（１）就任承諾書(参考様式1)

（２）欠格事由等の確認書(参考様式2)

（３）履歴書(参考様式3)

（４）その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

２　前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

３　前項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

 (中途辞任)

第１５条　役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員の解任)

第１６条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

 (役員の解任の提案をしようとするときの手続)

第１７条　評議員会に役員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

２　当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

３　聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

４　当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第１８条　理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第１９条　理事長は、役員の選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に５年間及び従たる事務所に３年間備え置くものとする。

　　　　第５章　理事会

(法人の業務執行の決定)

第２０条　理事会は、次に掲げる事項のほか法人のすべての業務執行(定款第２５条の規定により、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除く。)を決定する。

（１）事業計画、予算

（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（３）事業報告、決算

（４）定款の変更

（５）社会福祉施設の許認可関係

（６）施設長等の任免その他重要な人事

（７）基本財産の取得・処分、担保提供等

（８）金銭の借入

（９）法人の運営に関する規則の制定及び変更

（10）施設用財産に関する契約その他主要な契約

（11）寄附金の募集に関する事項

（12）合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定

（13）新たな事業の経営又は受託

（14）社会福祉充実計画の策定

（15）評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案

（16）その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(報告事項)

第２１条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

（１）理事長及び業務執行理事の職務の執行の状況

（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)

（３）その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第２２条　理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の１週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

（１）理事会の日時及び場所

（２）議題

２　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

３　前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第２３条　理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

２　理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

３　理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第２４条　理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

（１）理事会の日時及び場所

（２）社会福祉法施行規則第２条の１７第３項第２号に定める方法で招集されたときは、その旨

（３）議事の経過の要領及びその結果

（４）特別の利害関係を有する理事の氏名

（５）社会福祉法施行規則第２条の１７第３項第５号に規定する意見又は発言の概要

（６）出席した理事及び監事の氏名

（７）議長の氏名

（８）議事録を作成した理事の氏名

２　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

３　作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。

４　議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から５年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第２５条　理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後１４日以内に送付するものとする。

　　　　第６章　決算・監査

(資料の作成)

第２６条　理事長は、会計年度終了後１月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

 (監事の監査)

第２７条　監事は、前条の資料を受領した日から４週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

 (監査報告の内容)

第２８条　 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

（１）監査の日時及び場所

（２）監査の方法及びその内容

（３）計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

（４）追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）

（５）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

（６）理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

（７）監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

（８）社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

（９）監査報告を作成した日

（備え置き）

第２９条　第２６条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の２週間前の日から５年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の２週間前の日から３年間従たる事務所に備え置くものとする。

（評議員への提供）

第３０条　理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

　　　　第７章　事務の専決

(事務の専決)

第３１条　定款第２５条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表１のとおりとする。

２　理事長が専決することのできる事項については、その一部を業務執行理事又は施設長の専決事項とすることができる。

 (専決の報告)

第３２条　理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

２　業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

附　則

この細則は、平成29年6月23日から施行する。

この細則は、定款変更に伴い平成30年5月23日から施行する。(第31条の定款条項の変更)

この細則は、令和1年11月8日から施行する。

＜別表１＞

**Ⅰ　理事長専決事項**

１　「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

２　債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)

３　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

４　運転資金の借入に係る契約であって1年以内に償還するもの

５　売買、賃貸借、工事又は製造の請負、保守管理や物品の修理、緊急を要する物品の購入、その他の契約で、その予定価格が500万円以上1,000万円を超えない契約を締結すること。ただし、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない

６　下記の契約金額範囲内の契約を締結する場合については、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする

・工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約

・食料品・物品等の買入については、l00万円以上160万円未満の契約

・上記以外のものについては、60万円以上100万円未満の契約

７　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件100万円以上160万円未満のもの

８　その他財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件300万円以上500万円未満のものの処分に関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

９　予算上の予備費の支出

10　寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く)

11　役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること

12　施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること

13　職員の昇給・昇格に関すること

14　各種証明書の交付に関すること

15　定款、定款細則、役員報酬規程を除く、法改正等に伴う運営規程や従業員の就業に係る諸規定等の改定に関すること

16　行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項は除く)

**Ⅱ　施設長専決事項**

１　売買、賃貸借、工事又は製造の請負、保守管理や物品の修理、緊急を要する物品の購入、その他の契約でその予定価格が500万円を超えない契約を締結すること。ただし、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。

２　下記の契約金額範囲内の契約を締結する場合については、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする

・工事又は製造の請負については、100万円未満の契約

・食料品・物品等の買入については、100万円未満の契約

・上記以外のものについては、60万円未満の契約

３　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件100万円未満のもの

４　その他財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件150万円未満のものの処分に関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

５　所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること

６　所属職員の旅行命令及び復命に関すること

７　所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること

８　所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること

９　臨時所属職員の任免に関すること

10　所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること

11　人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること

12　収入(寄附金を除く)事務に関すること

13　利用者の日常の処遇に関すること

14　利用者の預り金の管理に関すること

15　行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項に限る)

16　その他定例又は軽易な事項

|  |
| --- |
| ＜別表２＞評議員会決議事項1/2　　　　　　　 |
| 内容 | 根拠　(社会福祉法・定款・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律) | 議決数 |
| 過半数 | 議決に加わることができる評議員の三分の二 |
| 法人運営に関わる事項 | 定款の変更 | 第45条8第1項 | 【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 | 　 | ○(法45条の9第7項の3) |
| 法人の解散 | 第46条第1項第1号 | 【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。評議員会の決議 | 　 | ○(法45条の9第7項の4) |
| 吸収合併契約の承認 | 第52条第54条の2 | 【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 | 　 | ○(法45条の9第7項の5) |
| 新設合併の承認 | 第54条の8 | 【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。 | 　 | ○(法45条の9第7項の5) |
| 役員の解任･選任等(報酬基準含む)に関する事項 | 監事の解任 | 第45条の4第1項 | 【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。※(評議員会の運営)第45条の9第7項　前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。) | 　 | ○(法45条の9第7項の1) |
| 役員、監査人の選任 | 第43条第1項 | 【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。 | ○ | 　 |
| 役員(監事以外)の解任 | 第45条の4第1項 | 【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 | ○ | 　 |
| 会計監査人の解任(※会計監査人設置法人のみ) | 第45条の35第2項 | 【法】会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。 | ○ | 　 |
| 役員・会計監査人、評議員の報酬等の支給の基準の承認 | 第45条の35第2項 | 【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 | ○ | 　 |
| 理事の報酬 | 第45条の16第4項準用一般法人法第89条 | 【一般】第89条理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般の社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社会総会(評議員会)決議によって定める。 | ○ | 　 |
| 監事の報酬 | 第45条の18第3項準用一般法人法第105条 | 【一般】第105条　監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社会総会(評議員会)の決議によって定める。 | ○ | 　 |
| 財務に関する事項 | 事業報告・決算書類・財産目録の承認 | 第45条の30第2項定款例第32条2項 | 【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2　前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。【定款】(事業報告及び決算)第33条第2項前項の承認を受けた書類のうち、第1号(事業報告)、第3号(貸借対照表)、第4号(収支計算書)及び第6号(財産目録)の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。 | ○ | 　 |
| 基本財産の処分 | 定款例第29条 | 【定款】(基本財産の処分)第30条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。 | ○ | 　 |
| 残余財産の帰属 | 定款例第37条 | 【定款】(残余財産の帰属)第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。 | ○ | 　 |

評議員会決議事項2/2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 根拠　(社会福祉法・定款・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律) | 議決数 |
| 過半数 | 議決に加わることができる評議員の三分の二 |
| その他 | 社会福祉充実計画の承認 | 第55条の2第7項 | 【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。 | ○ | 　 |
| 役員等の責任の免除(すべての免除) | 第45条の20第4項準用　一般法人法112条 | 【一般】第112条　前条第一項(※第111条　理事、監事、又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。 | 総評議員の同意による |
| 役員等の責任の免除(一部の免除) | 第45条の20第4項準用　一般法人法113条定款第22条 | 【一般】第113条　前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。【定款】(責任の免除)第22条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。 | 　 | ○(法45条の9第7項の2 |
| その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 | ○ | 　 |

|  |
| --- |
| 理事会決議事項1/2 |
| 内容 | 根拠　(社会福祉法・定款) | 議決数 |
| 過半数 | 三分の二 |
| 法人運営に関わる事項 | 法人の業務執行の決定 | 第45条の13第2項第1号定款第25条 | 【法】社会福祉法人の業務執行の決定 | ○ | 　 |
| 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定 | 第45条の9第10項の準用一般法人法第181条 | 【一般】第181条 　評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1　評議員会の日時及び場所 2　評議員会の目的である事項があるときは、当該事項　3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項 | ○ | 　 |
| 評議員会の招集 | 定款第12条 | 【定款】（招集）第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 | ○ | 　 |
| 理事会の招集権者とする | 第45条の14 | 【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。 | ○ | 　 |
| 定款施行細則の決定 | 定款第42条 | 【定款】（施行細則）第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。 | ○ | 　 |
| 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | 第45条の13第4項第4号 | 【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | ○ | 　 |
| 内部管理体制の整備 | 第45条の13第4項第5号 | 【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 | ○ | 　 |
| 競業及び利益相反取引の制限 | 第45条の16準用一般法人法第84条第1項 | 【一般】第84条　理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 | ○ | 　 |
| 臨機の措置 | 定款第36条 | 【定款】(臨機の措置）第36条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。 | 　 | ○(理事総数の3分の2) |
| 役員等の選任･解任等に関する事項 | 理事長及び業務執行理事の選定･解職 | 第45条の13第2項第3号定款第25条 | 【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職 | ○ | 　 |
| 重要な役割を担う職員の選任及び解任 | 第45条の13第4項第3号 | 【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任 | ○ | 　 |
| 財務･計画･報告に関する事項 | 重要な財産の処分及譲受け | 第45条の13第4項第1号 | 【法】重要な財産の処分及び譲受け | ○ | 　 |
| 多額の借財 | 第45条の13第4項第2号 | 【法】多額の借財 | ○ | 　 |
| 事業計画書及び収支予算書の承認 | 定款第32条 | 【定款】（事業計画及び収支予算）第32条この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 | ○ | 　 |
| 事業報告及び計算書類の承認 | 第45条の28第3項定款第33条 | 【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。【定款】（事業報告及び決算）第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。(1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）(5)貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書 (6)財産目録 | ○ | 　 |
| 基本財産の処分 | 定款第30条 | 【定款】（基本財産の処分）第30条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。 | ○ | 　 |
| 資産の管理 | 定款第31条 | 【定款】（資産の管理）第31条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。 | ○ | 　 |
| 会計処理の基準 | 定款第35条 | 【定款】（会計処理の基準）第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。 | ○ | 　 |

理事会決議事項2/2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 根拠 (社会福祉法・定款) | 議決数 |
| 過半数 | 三分の二 |
| その他 | 社会福祉法第45条の22の2項に規定する責任の免除 | 第45条の準用一般法人法第114条 | 【一般】第114条第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。 | ○ | 　 |
| 公益事業の運営に関する事項 | 定款第37条 | 【定款】第7章 公益を目的とする事業 | 　 | ○(理事総数の3分の2) |
| その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 | 　 | 　 | ○ | 　 |
| その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃 | 　 | 　 | ○ | 　 |

（参考様式１）

就　任　承　諾　書

令和　　　年　　　月　　　日

　社会福祉法人守人会　御中

住　所

氏　名

【選任前に提出する場合】

　私は、社会福祉法人○○会の令和○年○月○日開催の令和　　年度定時評議員会（令和　　年度第　回臨時評議員会、令和　　年度第　回評議員選任解任委員会など）において理事（監事、評議員）に選任されましたら、理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。

　就任日　令和　　年　　月　　日

【選任後に提出する場合】

　私は，社会福祉法人○○会の令和○年○月○日開催の令和　　年度第　回評議員選任解任委員会において、評議員に選任されたので，その就任を承諾します。

　就任日　令和　　年　　月　　日

（参考様式２）

欠格事由等の確認書

令和　　　年　　　月　　　日

　社会福祉法人守人会　御中

住　所

氏　名

１　私は、社会福祉法（昭和２６年法律４５条。以下「社会福祉法」という）第４０条第２号から第６号までに規定する全ての欠格事由に該当しません。

２　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員等の反社会的勢力ではありません。

３　私は、各評議員（候補者）及び役員（候補者）について、別紙における関係がある者が

　（どちらかを○で囲んでください。）

　　　　　　　いません。　　・　　います。

【関係がある者がいる場合に記入】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙における項目番号 | 該当する役員・評議員名 | 関係性（例：株式会社Aで役員と職員の関係など） |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　私は、上記第１項から第３項の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

【別紙】確認書提出に当たっての参照資料（令和４年５月３１日改正）

１　社会福祉法第４０条第１項第２号から第５号までに規定する欠格事由

（１）法人

（２）精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（３）生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行受けることがなくなるまでの者

（５）所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(６) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

※「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで

きない者」かどうかの確認方法について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課令和元年9月13日事務連絡にて、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。

２　関係がある者

（１）あなたの親族関係等

　　①　配偶者

　　②　三親等以内の親族

　　③　事実上婚姻関係と同様の状態にある者

　　④　使用人（個人的に雇用している者）

　　⑤　あなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　⑥　④又は⑤に掲げるものの配偶者

　　⑦　③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）あなたの所属する他の団体における役員又は職員等

　　⑧　あなたが役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員

　　⑨　あなたが理事又は職員である他の社会福祉法人の理事又は職員

　　⑩　あなたが所属する次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

　　　　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

（参考様式３）

履　　歴　　書

 　　　　　　　 　　　　　 　令和　　年　　月　　日　現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  | 男・女 |  | 　写真を添付  |
| 氏　　名   |  |
| 生年月日大正・昭和・平成 　年　　月　　日 | 本籍 　都・道 　　 府・県 |
| 現住所　〒　　　　　　　　 　　　　　　　　　　電話　　　　（　　　）　　　　　　　　　携帯メールアドレス　 |
|  |
| 年 | 月 | 主　　な　　学　　歴 |
|  　 |  　 | 　　　　　　　 |
|  |  |  |
| 年 | 月 | 職　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 年 | 月 | 社　会　福　祉　事　業　活　動　歴 |
|   |   |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  年 |  月 | 　地域代表としての役職（現在就任しているもの） |
|   |   |  |
|  |  |  |
|   |   |  |
| 年 | 月 | 上記以外に属している団体及び役職（現在属しているもの） |
|  |  |  |
|  年 |  月 | 　法人役員等に関係する資格 |
|  |  |  |

**社会福祉法**

第二款　評議員等の選任及び解任

（社会福祉法人と評議員等との関係）

第三十八条　社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（評議員の選任）

第三十九条　評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（評議員の任期）

第四十一条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

２　前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（評議員に欠員を生じた場合の措置）

第四十二条　この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

２　前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。